

地方公務員給与の「わたり」の再調査結果

平成22年3月26日
総務省自治行政局公務員部

再調査結果（平成21年4月1日現在）の概要

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付けを行うこと、
- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第24条第1項 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

1 「わたり」の制度のある都道府県・政令指定都市（3府県1市・5,460人）

福島県：5級主査（国主査4級まで）等（675人）	→ H22.4.1から見直しを実施。
千葉県：5級主査（国主査4級まで）（926人）	→ H22～H24年度で見直し予定。
大阪府：5級主査（国主査4級まで）（1,964人）	→ H23年度を目途に見直しを検討。
岡山市：5級主査（国主査4級まで）等（1,895人）	→ H22.4.1から見直しを実施。

2 「わたり」に係る課題のある団体（2道県3市）

※ 団体側は「わたり」でないとしているが、説明が不十分と考えられるもの。

北海道：指導主任4～5級（国係長3～4級）	→ H23年度を目途に見直し予定。
埼玉県：5級主査（国主査4級まで）	→ 見直し予定あり。
横浜市：係員級の給料月額が国の課長補佐級と同程度	→ 見直し予定あり。
名古屋市：係長級の給料月額が国の課長補佐級を1割以上超過	→ 見直し予定あり。
大阪市：係員級の給料月額が国の課長補佐級と同程度 課長補佐級の給料月額の最高水準が国の課長補佐級を1割以上超過	→ H22年度から見直し予定。

3 「わたり」の制度を廃止済みの団体（経過的に実態の残っているもの）（13府県2市・5,398人）

青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、愛知県、京都府、大阪府（上記1と異なる役職）、鳥取県、島根県、熊本県、沖縄県、浜松市、大阪市（上記2と異なる役職）

その他「職務給の原則」をより徹底するための見直しを予定している団体（3府県2市）

※ 上記1～3と重複あり。見直し検討中の団体を含む。

千葉県（H22～H24年度で見直し予定）、静岡県（H22.4.1から見直し予定）、大阪府（H23年度を目途に見直し検討）、さいたま市（H22年度から見直し予定）、千葉市（H22年度から見直し検討）

上記を含め、総務省から指摘した課題等に対する各地方公共団体の考え方は、全て公表（別添2）。

主な例）・格付けが国（本省）の同一の職の格付けを上回っている。

- 国とは組織構成が異なり、「課長補佐」を置いていないため、課長を直接補佐する「係長」の格付けが一段階高くなっている。
- 「係長」に勤務評定の権限や文書決裁における専決の権限を与えているため、格付けが一段階高く課長補佐級と同等となっている。

総務省は、引き続き、「わたり」の制度のある地方公共団体等に対して適正化を求めるとともに、各地方公共団体に対し、職員の給与について情報開示を徹底するよう助言。

【参考1】 「わたり」の該当基準

少なくとも、次のいずれかに該当する場合には、原則として「わたり」に該当する。

- ① 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合
例) 主査(3～5級)が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合
- ② 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合
- ③ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合
例) 国の係員に相当する職を3級以上に格付け、国の主任に相当する職を4級以上に格付け、
国の係長に相当する職を5級以上に格付け、国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け
- ④ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額の高水準が、国家公務員の俸給月額の高水準を相当程度超えている場合

【参考2】 再調査の趣旨・経緯

- 平成21年12月28日に公表した地方公務員給与の「わたり」の状況を公表。（「わたり」の制度ありは、都道府県は大阪府、政令指定都市は岡山市のみ。）
- 政務三役会議における原口大臣の指示により、平成22年1月19日から再調査を実施。
- 再調査に当たっては、調査要領をより詳細に記載し、小川大臣政務官名で都道府県知事・政令指定都市市長あての調査依頼文書を発出。
- 調査依頼文書で総務省から具体的に課題を指摘した上、各団体からのヒアリングを実施。課題に対する地方公共団体の考え方も含め、調査票を公表（別添2）。